

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十七号

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号から別記様式第二十三号までの様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

(人事異動の取扱に関する規則の一部改正)

第二条 人事異動の取扱に関する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「大きさ又はB4(257×364)とする。」や「用紙の大きさは、日本産業規格B列4とする。」に改める。

(職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則(平成二十一年広島県人事委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。